
屋根の防火性能について

平成16年春期部会

屋上緑化と屋根の防火性能について

屋上緑化については、日本建築行政会議編集「建築物の防火避難規定の解説」に取扱いが記載されているが、緑化以外に可燃物(木製デッキ、すのこ、まくら木等)で覆う場合、簡単に移動できるものは建築物(主要構造部)としては取り扱わない。

使用面積については、飛火防止や、耐火性能等を損なわないよう屋根面積の1/2以下とすることが望ましい。